

くまもと輸送用機械関連産業集積形成基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

地理的条件

熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、面積は約 7,404 平方キロメートル(全国第 15 位)で、県土の約 63%が森林で占められている。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高 1,000m 級の山々に囲まれている。西部は有明海および八代海に面し、外洋の東シナ海に続いている。また、県内には世界一のカルデラを持つ雄大な阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小 120 の島々からなる「雲仙天草国立公園」と 2 つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっている。

気候は概して温暖(年平均気温 17)で、内陸性気候のため天草地方などの一部を除いて寒暖の差が大きいのが特徴である。

また、九州地方のほぼ中央に位置する熊本県は、九州の全ての県と陸・海で接しており、熊本市から福岡市まで約 60 分、他の九州主要都市まで 150 分圏内という地理的優位性を備えている。韓国・中国へは東京よりも距離的に近く、アジアを中心としたグローバルな活動に抜群のロケーションとなっている。

さらに、良質で豊富な水資源に恵まれており、環境省が選定した「名水百選」に全国最多の 4 箇所が選ばれているほか、人口約 67 万人の県都熊本市の水道水は全て地下水でまかなわれている。また、大規模地震が少なく、過去 120 年間マグニチュード 7 以上の地震が発生していない。

既存の産業集積の状況

熊本県の県内総生産は 5 兆 6,049 億円(平成 20 年度)であり、県民所得は一人あたり 2,265 千円(平成 20 年度)、就業者数は 87.4 万人(平成 17 年)で産業ごとの生産額の比は、1 次:2 次:3 次=3.5%:23.2%:73.3%である。

昭和 40 年からは積極的な工業導入により、繊維・衣類・電気製品・輸送用機械などの企業進出が相次ぎ、従来の素材型産業から加工組立型へ移行しながら工業生産を拡大してきた。現在では産業別出荷額の 30%以上が電子部品および輸送用機械となっている。

輸送用機械については、日立造船(株)(現ユニバーサル造船(株)、日立造船

D&E(株)や本田技研工業(株)など大型企業が進出してきており、これらの企業進出を契機に集積が進んだ。

半導体関連産業の集積は、テクノポリス計画の先導県として、1980年代半ばから応用機械産業を始めとする先端技術産業を県経済の振興・地域づくりの主要施策として位置づけ、テクノポリス地域に対するインフラ・支援体制を集中的に整備し、併せて、企業誘致を積極的に展開してきた成果とも言える。

熊本県の輸送用機械関連産業の歴史は1970年のNOK(株)熊本事業場、1973年の日立造船(株)有明工場(現ユニバーサル造船(株)、日立造船(株))、1976年の本田技研工業(株)熊本製作所の二輪車工場の進出に遡り、特に、本田技研工業(株)の進出に伴い二輪部品関連企業が県内に多数立地した。

最近では、1992年のトヨタ自動車九州(株)(福岡県)の進出に併せてアイシン九州(株)、エイティー九州(株)、愛三熊本(株)等の部品メーカーが熊本に進出し集積が進んだ。これらの進出企業が地場企業を育てる形で地場企業の自動車関連産業への参入が始まった。

さらには、半導体メーカーは、カーエレクトロニクス化の進展に伴い、自動車関連産業への参入を進めている。

インフラ整備状況について

熊本空港

熊本空港は、3,000m級の滑走路を有している。平成7年には霧が発生しやすいことから日本で初めてとなる計器着陸装置「CAT-Ⅰ」の運用を開始し、就航率がアップしている。平成11年の国内線ターミナルビルの増築や平成12年からの運用時間の延長などにより機能強化が進んでおり、平成18年度の熊本空港乗降客数は316万人で、福岡空港、鹿児島空港に次ぐ九州第3位に上昇、平成18年度の貨物取扱量は3万トンとなっている。

・熊本空港からの空路(平成23年11月現在)

東京	(19便/日)へ	約 95分
大阪	(9便/日)へ	約 65分
名古屋(中部)	(3便/日)へ	約 75分
名古屋(小牧)	(2便/日)へ	約 80分
ソウル	(3便/週)へ	約 100分

港湾

現在、熊本県では重要港湾を3港、地方港湾を51港有しており、平成11年に熊本港と八代港において海外からのコンテナ貨物にも対応できる

ターミナルの整備を行い、同年、釜山との国際定期航路が開設された。現在もアジアなどとの経済交流や産業、日常生活を支える拠点として、各港湾の整備を行っている。なかでも八代港においては、現在の3万トンバースである-12m岸壁を5.5万トンバースの-14mに改良して物流の効率化・高度化を図り国際競争力の向上を目指す「多目的国際ターミナル整備事業」が平成19年度より事業化となった。

(i)熊本港からの定期コンテナ航路(平成23年12月現在)

・釜山 伊万里 熊本 八代 長崎 釜山 広島 水島の経路便が週1便

(高麗海運(株))

-7.5mの岸壁を備え、取扱貨物量は336万4千トン(平成21年)

(ii)八代港からの定期コンテナ航路(平成23年12月現在)

・八代 三池 八代 釜山 三池 川内 釜山 川内の経路便が週1便(興亜海運株式会社)

・八代 長崎 釜山 瀬戸内海地方 伊万里 釜山 熊本の経路便が週1便(高麗海運(株))

-12.0mの岸壁を備え、取扱貨物量は402万6千トン(平成21年)

鉄道

九州新幹線(鹿児島ルート)は、全国高速交通体系の根幹を形成し、九州を縦に結ぶ大動脈として、博多駅(福岡市)と鹿児島中央駅(鹿児島市)を結ぶルートであり、2011年3月に全線が開通し、熊本駅(熊本市)から博多駅を33分、熊本駅から新大阪駅を約3時間で結ぶこととなり、京阪神地域まで日帰りでの往復が可能となることから行動圏域が格段に広がり、経済の新たな活性化が大きく期待される。

道路

熊本県の道路網については、縦軸として国道3号線に加え、骨格となる高速道路九州自動車道が整備されている。さらに現在、八代市を起点として、水俣市・薩摩川内市などを経由して鹿児島市に至る延長約140kmの一般国道の自動車専用道路である南九州西回り自動車道の整備が進行中であり、九州南西部の地域経済の活性化及び高速定時性の確保に大きく寄与するものと期待されている。

横軸については、嘉島町と宮崎県延岡市を結ぶ九州横断自動車道延岡線の整備が計画されており、2007年10月には嘉島町から山都町間の本線工事が着手された。延岡線は九州自動車道と東九州自動車道を結ぶもので、

全線が開通すれば熊本市と山都町は40分、熊本市と延岡市は1時間半でそれぞれ結ばれ、本県の地理的優位性を最大限に発揮できる。

教育・研究機関の存在

人口約186万人の熊本県内には10大学、2短大、1高専があり、平成9年には県立技術短期大学校も開校するなど理工系の学部学科が多いことも熊本県の大きな特徴のひとつである。工科系の高校卒業者も含めると、卒業者総数の23%が理工系であり、基礎知識を備えた優秀な人材は、多くの立地企業から高い評価を得ており、企業活動の原動力となっている。

熊本県産業技術センター

熊本県産業技術センターは、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、新素材などの先端技術から公害防止、省エネルギー、生産管理といった身近な技術まで、熊本の地域に根ざした研究開発や技術指導などの種々の活動を通じて、地域企業の技術力向上の支援を行っている。地域企業と共に地域社会の発展に寄与する施設として、また、21世紀に向けた技術振興拠点として、人・環境・技術の調和を図りながら、その役割を果たしている。

熊本県立技術短期大学校

熊本県立技術短期大学校は、産業構造変革の時代が求める優れた人材を育成するために誕生した。「実学融合」の理念に基づく実践的なカリキュラムや最新鋭の設備・機器、さらには産業界や学界など多方面から集められた指導スタッフをはじめとする組織体制など、実践力に富む人材を育成するための万全のシステムを整えている。技術革新によるME(マイクロエレクトロニクス)化、情報化などに対応できる高度な技術及び知識を兼ね備えた実践技術者を育成し、熊本県産業の技術力向上、及び産業経済の発展に寄与している。

熊本大学

地方中核都市に位置する国立大学法人として地域との連携を強め、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たしている。地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たし、世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与している。また、知的国際交流を積極的

に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指している。

崇城大学

近年、薬学部・情報学部・生物生命学部の3学部を新設した。工学部を改組転換して誕生した情報学部と生物生命学部は、高度情報化の推進役ともいえるIT革命に対応し、より深く専門性を追求する情報学部と、ITと並ぶ21世紀のキーテクノロジー・ライフサイエンスとバイオの教育研究を高密度に展開する生物生命学部である。また、生命系・バイオ系で医療への貢献を強める流れを受けて新設した薬学部は、医療現場に精通した教授陣を数多く抱え、充実した教員スタッフにより、新しい時代の薬学追及をめざしている。既存の工学、芸術を加えて5学部13学科、さらに薬学を除く全学科に対応の大学院を備え、大学は西日本有数の総合大学として大きく発展をとげている。

東海大学

東海大学は、工学部電気工学科・機械工学科・建設工学科で1973年に開校した。1980年には阿蘇校舎に農学部を開設し、農学部では全国初のモニター農家制度を発足した。科学技術の進歩と産業構造、生活様式の変化に、工学・農学の研究面で貢献しようと、産業技術研究所および総合農学研究所を設立し成果の公開発表を行い、地方文化水準の高揚に寄与し続けている。

(目指す産業集積の概要について)

近年、九州は自動車関連産業の集積が著しく、1975年の日産自動車(株)九州工場(福岡県)の進出に始まり、1976年の本田技研工業(株)熊本製作所(大津町)、1992年のトヨタ自動車九州(株)(福岡県)、2004年、2007年のダイハツ九州(株)(大分県、福岡県)の進出・工場増設が続いてきた。しかし、新興国市場の急成長により、近年、自動車メーカーの海外展開が急加速しており、地域企業も海外企業との競争にさらされている。また、低炭素社会の実現に向けた要請が高まる中、モーダルシフトや各メーカーのハイブリッド車や電気自動車等への移行を加速しており、エンジン関連を中心に業態転換も課題となっている。

このような現状を踏まえると、本県の優位性を活かすには、上記産業に存在する成長ポテンシャルを最大限に活かすのが得策である。そのため、企業立地促進法によるさまざまな支援策を活用することが望ましい。また、本県には半導体関連産業の集積が見られ、自動車の電子部品化が進んでいる現状を考えると高い相乗効果も見込まれる。

(2) 具体的な成果目標

	現 状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	2,620 億円	2,757.5 億円	5%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	年度				
	24	25	26	27	28
産業用共用施設の整備・運営等に関する事項					
(株)テクノインキュベーションセンター (熊本県・独立行政法人中小企業基盤整備機構)					→
熊本県インキュベーション施設 「夢挑戦プラザ21」 (熊本県)					→
くまもと大学連携インキュベータ (独立行政法人中小企業基盤整備機構)					→
人材の育成・確保に関する事項					
熊本県産業技術センターの技術者 による企業の技術者受入・研修 (熊本県産業技術センター)					→
MOT(技術経営)人材育成講座 (財)くまもとテクノ産業財団)					→
IT活用による経営手法刷新人材 の育成 (財)くまもとテクノ産業財団など)					→
ものづくり創造融合工学教育事業 (熊本大学)					→
小・中・高等学校における熟練技能者派遣 によるものづくり体験学習 (熊本県、小・中学校及び高校)					→
高校生向け企業インターンシップなど (高等学校)					→
熊本県立技術短期大学校による実践 技術者の人材育成 (熊本県など)					→
各種補助金の措置 (熊本県など)					→
自動車関連受注拡大支援事業(企業OB人材 活用推進事業など) (一社)熊本県工業連合会)					→

取組事項 (取組を行う者)	年度				
	24	25	26	27	28
熊本県産業人材強化戦略の策定・実施 (熊本県など)	←————→				
技術支援等に関する事項					
異分野新連携事業 (熊本県・(財)くまもとテクノ産業財団)	————→				
知的財産権に関する中小企業へのサポート ((財)くまもとテクノ産業財団・熊本県知的所有権センター)	————→				
産学共同研究 (熊本大学・崇城大学など)	————→				
その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
各種補助金や制度融資措置 (熊本県など)	————→				
土地のリース (熊本県など)	————→				
県税の課税免除等 (熊本県)	————→				
起業化支援 ((財)熊本県起業化支援センター)	————→				
関連企業の誘致強化 (熊本県、35市町村)	————→				
企業誘致・取引拡大のためのセミナーの開催 (熊本県など)	————→				

2 集積区域として設定する区域

(区域)

輸送用機械関連産業集積区域として設定する区域は、次の33市町村とする。

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、小国町、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、苓北町 (13市20町村)

集積区域には、原則として次の区域等を含めないこととする。

ア 自然公園地域(自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域をいう。)

ただし、阿蘇くじゅう国立公園における普通地域については、他に立地に適した工場用地がないなどやむを得ない地域固有の事情に鑑み、工場建設等に際して自然公園の景観に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加えることを前提に、下記の地域を集積区域に含める。

(集積区域に含める地域)

以下 ~ の景観や自然環境に優れた区域を除く主に平野部の可住地域や主要道路沿線周辺等に限定する。

田園地帯の景観の保全を行うため圃場整備等の農用地区域

山麓地帯において特に希少動植物の保護を要する地域や自然景観保全を行う地域

名水百選に指定されている白川水源の上流域

平成23年5月時点の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

イ 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区

ただし、有明鳥獣保護区については、三池炭坑の閉山等による産業停滞を解消するため、有明海沿岸の都市群を結ぶ有明海沿岸道路 期の沿線上にある大島適地、荒尾競馬場が存し、これらを含めた荒尾海岸周辺地域は、荒尾市勢の発展と地域経済の活性化につながる効果的な活用を行う地区として荒尾市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置付けられている。

また、長洲町のエリアは、S40年代に整備された臨海型工業団地が含まれており、地域の経済発展に大きく寄与してきた地区である。

以上のような地域事情に鑑み、当該エリアについては、工場建設等に際して鳥獣等の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含めることとする。

宇城鳥獣保護区、県少年自然の家鳥獣保護区、豊福鳥獣保護区に含まれているエリアについては、松橋中央工業団地をはじめ既に企業が集積している地域であることから、今後とも工場建設等に際して鳥獣等の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加え

ることを前提に、集積区域に含めることとする。

金峰山鳥獣保護区に含まれる集積区域については、企業が集積している準工業地域であり、九州新幹線の開業や環状道路の開通により利便性がさらに向上している地域であることから、今後とも工場建設等に際して景観や、鳥獣等の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含めることとする。

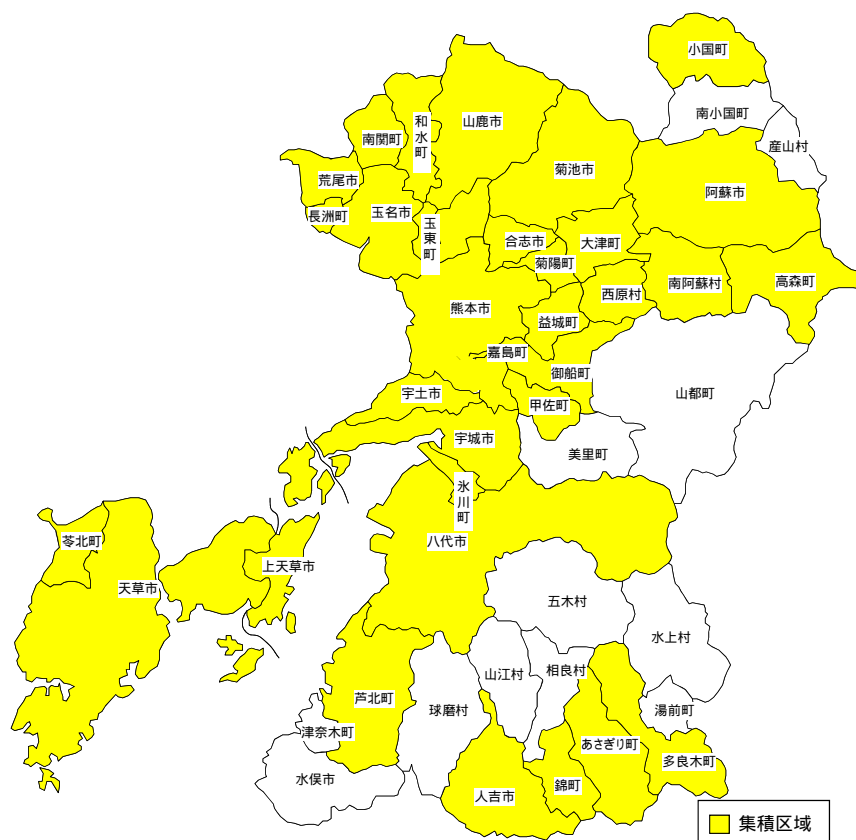
立田山鳥獣保護区及び詫麻三山鳥獣保護区に含まれる集積区域については、既に企業が集積している準工業地域であることから、今後とも工場建設等に際して鳥獣等の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含めることとする。

宇城鳥獣保護区に含まれる集積区域は、国道3号に面しており、利便性に優れた準工業地域であることから、今後とも工場建設等に際して鳥獣等の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含めることとする。

工 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区

オ 環境省指定の特定植物群落

(集積対象地域地図)



設定する区域は、22年2月23日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

(集積地区の可住地面積)

183,099.7ヘクタール

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

集積地域の設定に当たっては、以下の点を基準とした。

- ・輸送用機械関連分野における一定の経済的環境を整えた地域で、不足する業種の補完、連携強化の充実のため、企業立地を積極的に推進する地域。
- ・道路網等の産業用交通網の整備状況が良好である地域。

本県においては、既に各地に集積が見られることから、ほぼ県内全域が対象となる。国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画、中心市街地の活性化計画、熊本県総合計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な分散を招かないよう十分配慮する。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

(県内 139 箇所、1,864 ヘクタール)

地番等の詳細については別紙参照

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

工業団地等 49 箇所とする。

地番等の詳細については別紙参照

(特例措置を実施することにより期待される効果)

「集積区域内で特に重点的に企業立地を図るべき区域」については既に企業が立地し操業している箇所も含まれている。現状では事業展開のなかで工場敷地の拡張や新たな用地確保が困難な場合もある。また、農業県である本県の農地の工業用地への転用を可能な限り防ぐ必要もある。そのため、工業用地を有効に活用するには特例措置(緑地等の制限緩和など)を受ける必要がある。特例措置を受けることができれば、以下の効果が期待される。

・雇用創出 270 人

・企業立地件数 51 件

なお、実際に工場を新設・拡張する場合には地域の実状を十分に考慮し関係者と協議するものとする。

5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

輸送用機械産業およびその関連業種

(日本標準産業分類上の業種名)

(中分類コード)分類名称:17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業(半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業を除く)、31 輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部分品製造業を除く)、39 情報サービス業、44 道路貨物運送業、45 航空運輸業、47 倉庫業、48 運送に附帯するサービス業、50 各種商品卸売業(その他の管理、補助的経済活動を行う事業所のみ)、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(その他の管理、補助的経済活動を行う事業所のみ)、54 機械器具卸売業(その他の管理、補助的経済活動を行う事業所のみ)、56 各種商品小売業(その他の管理、補助的経済活動を行う事業所のみ)、59 機械器具小売業(その他の管理、補助的経済活動を行う事業所のみ)

(2) (1)の業種を指定した理由

「既存の産業の集積状況」でも述べたように、1992年にトヨタ自動車九州(株)が福岡に進出し、2004年に増産を開始した。また、時を同じくして、ダイハツ九州(株)が大分県に進出した。さらに、既存の本田技研工業(株)熊本製作所は2006年に二輪車生産を本県に集約することを発表した。以上のことを踏まえると、本県の地場産業にとっては自動車関連産業への参入の好機にある。しかも、自動車関連産業は、多くの業種が関連する裾野の広い産業であり地場企業への波及効果も大きい。しかし、地場産業は、自動車産業に必要な多品種少量生産への対応などが不慣れで容易に参入できない現実がある。このような状況を受け、2005年に「熊本ものづくりフォレスト構想」を策定し、その後2010年から熊本県産業振興ビジョン2011を策定した。

そこで、さらなる企業誘致や地場企業の参入等を強力に推進し、幅広い関連産業集積および地域活性化を図るため「輸送用機械産業」およびその関連産業を集積業種として指定する。

核となる代表的な企業

- ・ N O K (株)
- ・ ヤマハ天草製造(株)、ヤマハ熊本プロダクツ(株)
- ・ ユニバーサル造船(株)、日立造船(株)
- ・ 井関農機(株)
- ・ 本田技研工業(株)
- ・ アイシン九州(株)

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	56 件
指定集積業種の製造品出荷額又は売上高の増加額	2,621 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,160 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

株式会社テクノインキュベーションセンター

実施者

熊本県・独立行政法人中小企業基盤整備機構

内容

熊本県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資により設立された新事業を行うための支援施設。

熊本県インキュベーション施設「夢挑戦プラザ 21」

実施者

熊本県

内容

熊本県インキュベーション施設「夢挑戦プラザ 21」は、創業を予定している方や資金力・経営力などが乏しい創業間もない企業に事業スペースを提供するとともに、入居者への経営相談や技術相談支援など起業化の促進を図ることを目的にした施設。

くまもと大学連携インキュベータ

実施者

独立行政法人中小企業基盤整備機構

内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構によって整備されたインキュベーション施設。熊本大学等の地域の大学・研究機関が持つ知的財産と、地域企業が持つ技術力を活用して、新事業を創出・育成することを目的としている。

(人材の育成・確保に関する事項)

熊本県産業技術センターの技術者による企業の技術者受入・研修

実施者

熊本県産業技術センター

内容

産業技術の高度化に対応した人材育成を目指すため、企業の技術者の受入・研修の拡充を図るほか、講習会・研修会の充実、さらに補助事業等を通じた企業の人材投資に対する支援。

MOT (技術経営) 人材育成講座

実施者

(財)くまもとテクノ産業財団

内容

優れた技術者・技能者や優れた技術を有していても容易に市場の獲得や経営が難しい状況において、市場の動向を把握し、自社のコア技術を取捨選択し、経営戦略に活かすMOT (Management of Technology: 技術経営) 人材の育成を図る。

IT活用による経営手法刷新人材の育成

実施者

(財)くまもとテクノ産業財団など

内容

戦略的な経営のためには、ITの活用による宣伝・広告、顧客管理、生産・物流管理など、経営手法の刷新が必要な場合も多い。最近では、ITを活用した消費者の嗜好調査など、ITをマーケティングに効率良く利用している例もある。そこで、各産業支援機関による研修等を通じ、企業の経営に寄与するIT人材の育成支援を図る。

ものづくり創造融合工学教育事業

実施者

熊本大学

内容

高い技術・技能を有し、創造力豊かな高度人材の育成が求められる大学教育において、2005年度より熊本大学では、先進的な工学教育である「ものづくり創造融合工学教育事業」が始まっており、熊本県産業界の次代を担う優秀な人材の育成を行っている。

(熊本ものづくりフォレスト構想での施策)

小・中・高等学校における熟練技能者派遣によるものづくり体験学習

実施者

小・中学校及び高等学校

内容

中・長期的な技能後継者育成のためには、早期からのものづくりへの関心・意欲を高めることが重要である。このため、実施中の小・中・高等学校における技能者派遣によるものづくり体験学習や職場体験などへの取り組みを通して、教育現場において早期から勤労観・職業観を醸成する。

高校生向け企業インターンシップなど

実施者

高等学校

内容

生徒が職業生活へ移行するにあたって、社会人・職業人として自立していくための基本的な能力(協調性やコミュニケーション能力、基本的な生活態度・マナー、責任感、行動力、困難を乗り越える力など)を身に付けるとともに企業等でのインターンシップや企業関係者を招いての講話等を通じ、勤労観・職業観の育成や職場の実際についての理解を深めていくことが必要である。さらに、専門高校においては、現在「ものづくりコンテスト」などの実践的な取り組みがなされており、今後もこのようなキャリア教育の充実を図ることにより、ものづくりに関する技術・技能の向上と、産業発展を支える人材を育成する。

熊本県立技術短期大学校による実践技術者の人材育成

実施者

熊本県

内容

輸送機器関連産業等の生産拠点が集積しているため、自動車部品、精密

機械部品及び金型等を製造できるエンジニアが求められており、機械設計製図、CAD/CAM/CAE 及び精密加工関連技術が習得できるような教育訓練の高度化や学科の再編等を行い、実践的技術者の育成を図っている。また、地場企業における基盤技術の高度化を図るため、中小企業を対象にした人材育成を行う。

各種補助金の措置

実施者

熊本県など

内容

自動車関連産業への参入・取引拡大のために地場中小企業が実施する生産管理等の改善活動及び発注企業が地場中小企業に対して実施する改善活動を支援、促進するための補助事業を実施する。

自動車関連受注拡大支援事業（企業OB人材活動推進事業など）

実施者

（一社）熊本県工業連合会

内容

九州における自動車産業の集積及びこれに伴う生産台数の増加は、自動車関連産業への参入・取引拡大に意欲を有する地場企業にとって絶好のチャンスであるが、その実現のためには自動車産業が求める厳しいQ（品質）C（価格）D（納期）への対応が必要不可欠となる。

そのため県では、自動車関連企業OBのアドバイザーとしての登録・雇用をさらに充実し地場企業への派遣により改善活動を支援していく、併せて地場企業における課題の把握と課題解決のための事業を実施していく。

また、営業戦略に乏しい企業、優位な技術、生産能力を有する企業に対し、発注企業とのマッチング機会創出のため商談会等のマッチング活動を積極的に推進していく。

熊本県産業人材強化戦略の策定・実施

実施者

熊本県など

内容

熊本県産業振興ビジョン 2011 を策定し、確実な推進を図る。

具体的には以下の3つの企画を実施。

(i)産業人材強化アクションプランの策定

- ・教育訓練カリキュラム作成
- ・職業訓練・能力開発・産業教育等の関係機関連携

(ii)産業人材強化会議設置

- ・製造業の生産力増強（誘致企業・地場企業の進出、増設等）に伴う必要な人材の育成・確保及び供給のための組織
- ・人材確保・供給のための需要供給調整システム作成

(iii)産業人材強化戦略ポータルサイト(仮称)の開設

3つのフォレスト構想を推進するため、求職者（学生生徒を含む）が求める能力開発、県内企業の業務内容や求人に関する情報、企業が求める人材や従業員育成に関する情報、大学、高専、専門高校等での人材育成の取り組みなど、求職者、企業、教育・訓練機関のニーズをつなぐ総合ポータルサイトの構築・運営を行う。

(熊本県産業人材強化戦略での施策)

(技術支援等に関する事項)

異分野新連携事業

実施者

熊本県・(財)くまもとテクノ産業財団

内容

特徴ある製品・技術を産み出すためには、企業単独での技術開発よりも、異分野の連携が有効である。特に中小企業の場合は、限られた経営資源で新たな独自技術の開発は困難なケースが多い。経済産業省が創設した「異分野新連携事業」は、各企業が持つ様々な強みを融合し、高付加価値の製品を創出しようとする新たな取組みであり、県や(財)くまもとテクノ産業財団による連携の仲介・調整などにより、企業の積極的な活用を支援し、新たな技術開発を促進する。

知的財産権に関する中小企業へのサポート

実施者

(財)くまもとテクノ産業財団・熊本県知的所有権センター

内容

産学連携活動や大学等から生み出される知的財産の一層の活用による企業の技術高度化を図るため、熊本県知的所有権センター、(財)くまもとテ

クノ産業財団等による企業支援を行う。
(熊本ものづくりフォレスト構想での施策)

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

各種補助金や制度融資措置

実施者

熊本県など

内容

補助金や制度融資などの充実に努めている。

土地のリース

実施者

熊本県など

内容

城南工業団地、白岩産業団地などの工業団地において、企業の初期投資を軽減する土地のリースを行っている。

県税の課税免除等

実施者

熊本県

内容

以下の法令による県税の課税免除を行っている。

(i)過疎地域自立促進特別措置法

(ii)半島振興法

(iii)離島振興法

()企業立地促進法

起業化支援

実施者

(財)熊本県起業化支援センター

内容

創業初期やスタートアップ期の企業及び新分野進出期の企業に対する株式等の引受による資金提供や、財務・経営等に関する総合的なコンサルティング事業を実施。

関連企業の誘致強化

実施者

熊本県、33市町村

内容

(i)事業所等の立地に対する補助金・奨励金などの交付。

(ii)課税免除などの実施。

企業誘致・取引拡大のためのセミナーの開催

実施者

熊本県ほか

内容

半導体関連企業、自動車関連企業を対象としたセミナーを開催し、熊本県の立地環境をアピールし、企業誘致を推進している。

また、取引拡大のための内覧会や展示会を開催し、地場企業の振興に努めている。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(1) 環境の保全

工場の立地等産業の集積促進にあたっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令に基づき、公害の防止はもとより、環境保全に十分配慮するとともに、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適切なりサイクル・廃棄物処理等によって、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努めるとともに、全国に先駆けて制定された「熊本県環境基本条例」、「熊本県環境基本指針」、「熊本県環境基本計画」等との整合を図り、「環境立県くまもと」の実現に寄与する。

(2) 安全な住民生活の保全

本県においては、平成 17 年に制定した「熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例」や、「犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取り組みを進めている。

本基本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するにあたって、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次のことを推進する。

防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭わないようにするために、事業所の敷地内外において、防犯カメラの設置、照明の設置等の防犯に配慮した環境の整備を行う。

防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場等における植栽の適切な配置や剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないように管理を徹底する。

従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導するほか、外国人の従業員に対して、日本の法制度について指導する。

地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどを推奨する。

不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するにあたってはあらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者から警察への連絡体制を整備する。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成28年度末までとする。